池田市指定居宅サービス事業者等の指定及び指定の更新に係る手数料一覧

平成27年4月1日施行 平成28年10月1日改正 令和6年4月1日改正

	令机6年4月1日改止		
区分	新規指定申請	更新申請(6年毎)	
①居宅サービス②地域密着型サービス③居宅介護支援			
④介護予防サービス⑤地域密着型介護予防サービス⑥介護予防支援⑦総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業)	1件につき30,000円	1 件につき10,000円	
①居宅サービスと④介護予防サービス 又は⑦総合事業を同時に申請する場合 ②地域密着型サービスと⑤地域密着型 介護予防サービス又は⑦総合事業を同 時に申請する場合	2件合わせて35,000円	2件合わせて10,000円	
①居宅サービスと④介護予防サービス 又は⑦総合事業との一体的な運営を行 うため、これらの事業のうち1つの事 業の更新申請と同時に他の事業を廃止 し、新規指定申請する場合	2件合わせて10,000円		
②地域密着型サービスと⑤地域密着型介護予防サービス又は⑦総合事業との一体的な運営を行うため、これらの事業のうち1つの事業の更新申請と同時に他の事業を廃止し、新規指定申請する場合			
③居宅介護支援と⑥介護予防支援との 一体的な運営を行うため、居宅介護支 援の更新申請と同時に介護予防支援を 廃止し、新規指定申請する場合			